

PTA活動保険はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA団体傷害保険〉

補償の内容		補償例(Aプランの場合)	Aプラン(保険金額)	Bプラン(保険金額)	Cプラン(保険金額)
傷害(ケガ)の補償	●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、4日間入院。 支払保険金:12,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして9日間通院。 支払保険金:18,000円	死亡保険金額 350万円	死亡保険金額 550万円	死亡保険金額 780万円
			後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の 4%~100%		
			入院保険金日額 (180日限度) 3,000円	入院保険金日額 (180日限度) 4,400円	入院保険金日額 (180日限度) 5,000円
			手術保険金 (1事故につき1回) 10倍・5倍 <small>手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の (入院中・入院中以外)</small>		
			通院保険金日額 (90日限度) 2,000円	通院保険金日額 (90日限度) 2,900円	通院保険金日額 (90日限度) 3,000円
制度掛金 (1世帯あたり)			100円	150円	190円

〈PTA賠償責任保険〉

補償の内容		補償例	保険金額(お支払限度額)		
損害賠償責任補償	●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 〈対人・対物補償〉(往復途上対象外) ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈保管物補償〉(往復途上対象外) ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈提供飲食物危険補償〉 PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	<対人>PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせた。 <対物>PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。	対人 1名 5,000万円 1事故 2億円 <small>(自己負担額 0円)</small>		
		PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 <small>(修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)</small>	対物 1事故 5,000万円 <small>(自己負担額 0円)</small>	保管物 1事故 10万円 保険期間中 500万円 <small>(自己負担額 5,000円)</small>	
		PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2~7日間入院。	対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 <small>注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。</small>		
法律相談・クレーム対応費用	●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介(無料)を受けられます。	PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	弁護士費用 1事故 100万円 保険期間中 1億円		
制度掛金 (児童・生徒1人あたり)			10円		

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「PTA活動保険の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2025年5月1日 午後4時より
2026年5月1日 午後4時まで

お手続き 加入依頼書は**4月25日(金)必着**でお願いします。

※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

制 度 掛 金

PTA団体傷害保険 100円・150円・190円×実世帯数 }
 PTA賠償責任保険 10円×児童・生徒数 } = 制度掛金

※教職員数は含めなくても補償対象となります。